

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年7月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年8月17日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年9月12日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
山形県監査委員 高 橋 啓 介
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
最上総合支庁 地域健康福祉 課	【山形県障がい者自立支援給付費負担金 実績報告書の提出期限等について】 一部の市町村において実績報告書の提出が交付要綱に定める期限を超えており、また、その場合に必要な事前の承認も受けていない。	令和4年度分の実績報告の提出にあたっては、期限厳守を徹底し、管内全ての市町村から期限内に実績報告書が提出された。今後も期限厳守を徹底する。
障がい福祉課 (こども医療 療育センター)	【管理運営会議の議事録について】 山形県立こども医療療育センター運営規程に定める管理運営会議に関し、同規程で作成することとなっている議事録を作成していない。	議事録については、令和4年11月会議分より作成し対応した。また、議事録を事務室に保管し、関係する職員間で情報共有を図ることとした。
障がい福祉課	【指定管理者から県への書類提出漏れについて】 指定管理者制度導入施設（身体障がい者保養所東紅苑・点字図書館・障がい者福祉ホームふれあいの家）について、指定管理者（山形県身体障害者福祉協会）から包括協定書に定められた財務諸表が提出されていない。	書類提出漏れを防ぐため、令和5年3月に提出書類チェックシートを作成した。今後、提出書類チェックシートを基に提出の確認を行う。